

香川県水道局財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。  
平成24年 3月30日

香川県知事 浜 田 恵 造

### 香川県水道局管理規程第1号

香川県水道局財務規程の一部を改正する規程

香川県水道局財務規程（昭和43年香川県企業管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(特別償却率) 第84条の2 地方公営企業法施行規則（昭和27年総理府令第73号）<u>第15条第2項</u>の規定により<u>企業管理規程</u>で定める率は、100分の50とする。</p> <p>(減価償却の特例) 第85条 管理者は、有形固定資産について、当該資産の帳簿価額が帳簿原価の100分の5に相当する金額に達した後において地方公営企業法施行規則<u>第15条第3項</u>の規定により帳簿価額が1円に達するまで減価償却を行うものとする。</p>	<p>(特別償却率) 第84条の2 地方公営企業法施行規則（昭和27年総理府令第73号）<u>第8条第2項</u>の規定により<u>管理規程</u>で定める率は、100分の50とする。</p> <p>(減価償却の特例) 第85条 管理者は、有形固定資産について、当該資産の帳簿価額が帳簿原価の100分の5に相当する金額に達した後において地方公営企業法施行規則<u>第8条第3項</u>の規定により帳簿価額が1円に達するまで減価償却を行うものとする。</p>

#### 附 則

この規程は、公布の日から施行する。